

2017年9月15日 全10頁

高齢富裕層はどこにいるのか

「相続税増税」前後の相続税統計を用いた推計

金融調査部 研究員 森 駿介

[要約]

- 高齢富裕層はどこにいるのか、という問いは金融機関にとって重要だと考えられる。相続資産の世代間移転への対応や預かり資産ビジネスなどの金融サービスの需要分布の推計の一助になると思われるためだ。本稿では、相続税の基礎控除額の引き下げ前後の相続税統計を用いて、高齢富裕層の地域分布を理解することを試みた。
- 都道府県内における高齢富裕層の比率は、おおむね三大都市圏で相対的に高い傾向にあるが、静岡・広島などその他の地方圏でも高い県が見られる。また、東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫などの都市部の高齢富裕層の分布は、他の道県とやや異なる特徴を持つ可能性が示唆された。
- 市・区レベルでは、三大都市圏において、東京の複数地区で富裕層の比率が高かったが、愛知県の一部地域のように、「準富裕層」（基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層）が地区内に多く分布しているような地区も散見された。地方圏では、準富裕層比率が高い地区が静岡に集中していること、富山県の一部地域で課税対象被相続人が大幅に増加したことなどが確認された。

1. はじめに

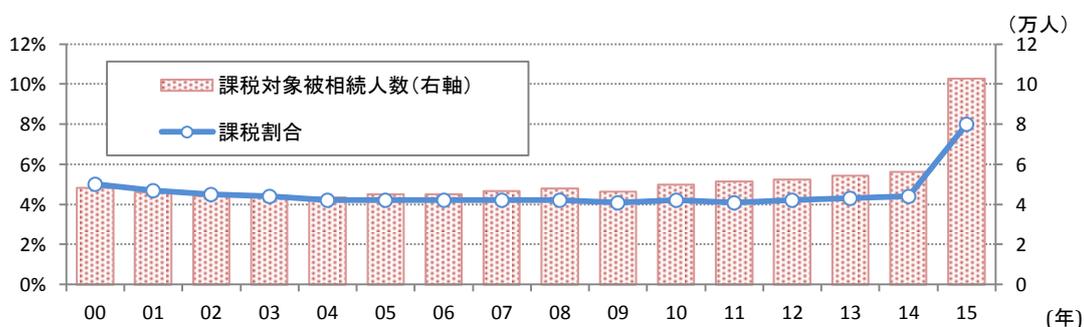
富裕層はどこにいるのか、という問いは金融機関にとって重要だと考えられる。プライベートバンキング・ビジネスや預かり資産ビジネスなどの金融サービスの需要の分布は富裕層の地域分布にある程度依存するためだ。また、高齢化が進展し、相続などにより個人資産の世代間移転が注目される中で、高齢富裕層の地域分布は気になるところである。本稿では、高齢富裕層を捕捉していると言える相続税統計を用いて、高齢富裕層の地域分布を理解することを試みた。具体的には、2015年における相続税の基礎控除額の引き下げによる統計の捕捉対象の「差異」を利用している。

2. 相続税統計で見る富裕層の地域分布

相続税の税制改正の概要と富裕層の定義

平成 25 年度税制改正に伴い、2015 年 1 月 1 日以後の相続税の基礎控除額が「5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)」から「3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)」に引き下げられた¹。国税庁の相続税統計によると、課税割合（被相続人（死亡者数）に占める相続税の課税対象となった被相続人数の比率）は 2001 年から 2014 年までは 4% 台で安定していたものの、2015 年には 8.0% に上昇している（図表 1）。また、相続税の課税対象である被相続人（以下、「課税対象被相続人」）の数も 2015 年に前年比 4.7 万人増加の 10.3 万人となっている。

図表 1 相続税の課税割合と課税対象被相続人数



(注) 課税割合は、被相続人（死亡者数）に占める課税対象被相続人の比率である。

(出所) 国税庁より大和総研作成

2014 年から 2015 年の課税対象被相続人数や課税割合などの変化を利用することで、高齢富裕層の実像や地域分布に関する理解を深められるかもしれない。例えば、2014 年までの課税割合は課税価格で見て「5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)」の基礎控除額以上の資産を保有する被相続人の割合を表す一方、2015 年の課税割合は「3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)」の基礎控除額以上の資産を保有する被相続人の割合を表すと考えられるためだ。両者の差分は、基礎控除の引き下げで初めて課税対象になったと想定される被相続人の割合とみなすこともできよう。

そこで、相続税の基礎控除額の引き下げ前にも課税対象となる水準以上の資産を保有する層を「アッパー層」、基礎控除額の引き下げ後に初めて課税対象となる程度の資産を保有する層を「準富裕層」と本稿では定義し、両者を富裕層と呼ぶことにする。具体的には、アッパー層を 2014 年の課税対象被相続人数とし、その年の課税割合をアッパー層比率とする。また、アッパー層比率は 2015 年も変わらないと仮定する。準富裕層比率（準富裕層が被相続人（死亡者）全体に占める割合）は 2015 年の課税割合と 2014 年の課税割合の変化幅で定義する。

¹ 基礎控除額の引き下げの他、2015 年 1 月 1 日以降は相続税の税率構造や小規模宅地等の特例、未成年者控除・障害者控除の改正が適用されている。

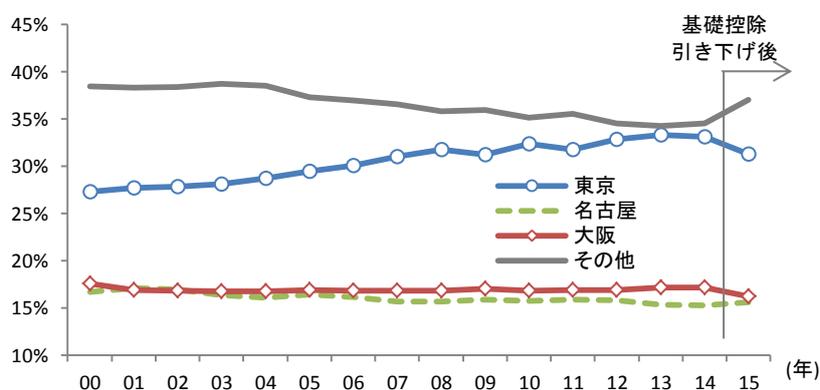
法定相続人が3人いる場合、課税価格が8,000万円以上の被相続人はアッパー層、4,800万円以上8,000万円未満の被相続人は準富裕層となる。例えば、埼玉県での課税割合は2014年に5.4%、2015年に9.9%だった。上記の定義にしたがうと、2015年時点の埼玉県においてアッパー層が被相続人全体に占める割合（アッパー層比率）は5.4%、準富裕層が被相続人全体に占める割合（準富裕層比率）は4.5%（ $[9.9\% - 5.4\%]$ で算出）ということになる。

この方法の留意点は2点ある。第一に、「他界した人の中で多額の資産を遺した人」は捕捉できるが、所得が多額である層や「今生きている人の中で多額の資産を持つ人」は捕捉できないことである²。「他界した人の中で多額の資産を遺した人」の地域分布と高齢富裕層の地域分布には違いがないと仮定した上で、本稿では課税対象被相続人の地域分布を分析している。第二に、以下で推計する高齢富裕層の地域分布は2015年時点のものである。相続税統計がその時点までしか公表されていないためである。したがって、推計結果の速報性は高くないということも一つの留意点である。

課税対象被相続人の国税局別集中度

まず、2000年から2014年（基礎控除額の引き下げ前）までの課税対象被相続人の分布を国税局別の課税対象被相続人数が全体に占める比率により確認すると、東京国税局管轄地域への集中度が高まる傾向にあり、2014年には約33%であった（図表2）。一方で、名古屋国税局管轄地域や大阪国税局管轄地域の比率はそれぞれ16%前後でほぼ横ばいとなっている。その他の地域は2000年代半ばあたりから低下傾向にあった。高齢富裕層のうちアッパー層が首都圏に集中する傾向にあったと言えるだろう。

図表2 課税対象被相続人の国税局別分布状況の推移



(注) 東京国税局管内：千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
 大阪国税局管内：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 名古屋国税局管内：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 (出所) 国税庁より大和総研作成

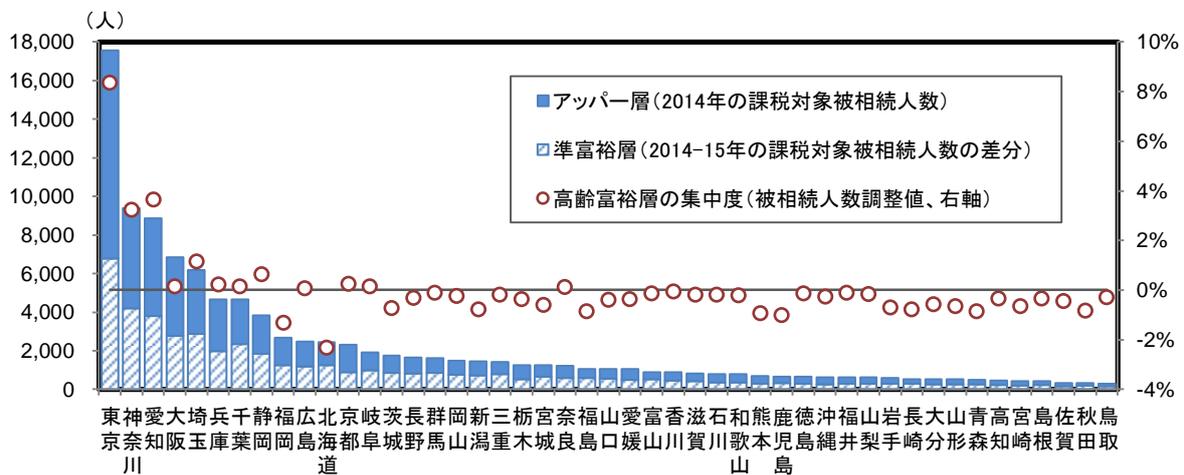
² 詳しくは宮本（2007）参照。

そして、2015年の課税対象被相続人は定義上、アッパー層に加えて準富裕層も含めたものだが、東京国税局管轄地域は集中度が低下する一方で地方圏の比率が高くなっている。後述するように、相続税の税制改正に伴う課税対象被相続人数の増加率が、都市部よりも地方圏で高かったことが背景にあると考えられる。

都道府県別で見た高齢富裕層の分布と基礎控除額の引き下げの影響

続いて、都道府県別の高齢富裕層の分布を確認する。人数ベースでは、三大都市圏³の都府県で高齢富裕層（アッパー層・準富裕層の合計）が多くなっており、特に東京で突出している（図表3）。三大都市圏以外でも、静岡・福岡・広島・北海道では人数ベースでは高齢富裕層が多いことが分かる。ただし、人数ベースでは、各都道府県における被相続人数（死亡者数）の多寡は考慮されていない。そのため、被相続人数の違いを調整した「高齢富裕層の集中度」（図表3の注を参照）を次に用いる。この指標が高い都道府県ほど、被相続人数の集中度以上に高齢富裕層が集中していることになる。図表3を見ると、東京・神奈川・愛知に高齢富裕層が集中する一方で、大阪・兵庫・京都など関西圏では高齢富裕層の集中度は高くないことが分かる。小幡だが、埼玉や静岡に高齢富裕層が集中している様子も見て取れる。さらに、福岡・北海道は高齢富裕層の人数は多い一方で、死亡者数が多い割には高齢富裕層が少ないことも分かる。

図表3 都道府県別のアッパー層・準富裕層と高齢富裕層の集中度

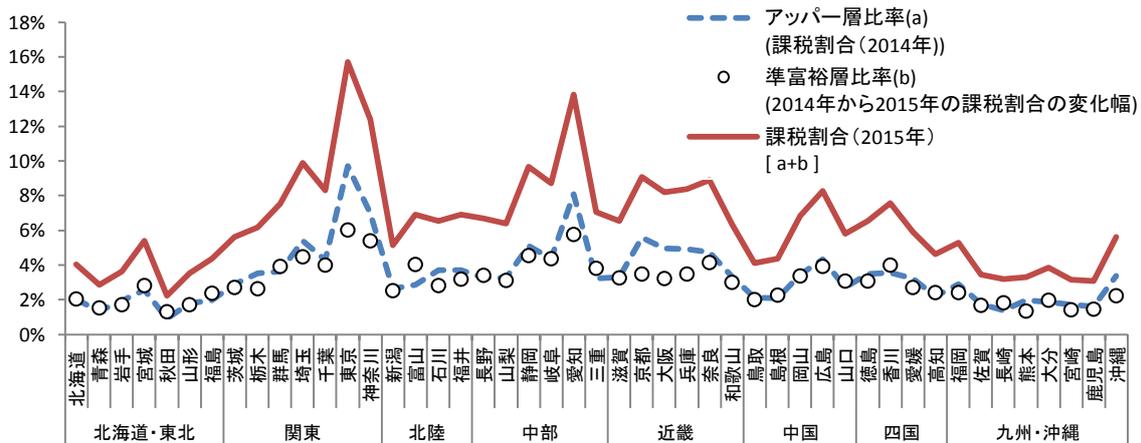


(注) 「高齢富裕層の集中度 (被相続人数調整値)」は、各都道府県における「[2015年の課税対象被相続人数の集中度] - [被相続人数 (死亡者数)の集中度]」で算出している。「(課税対象)被相続人数の集中度」は「[各都道府県の(課税対象)被相続人数] ÷ [全国の(課税対象)被相続人数]」で算出している。

(出所) 各国税局資料より大和総研作成

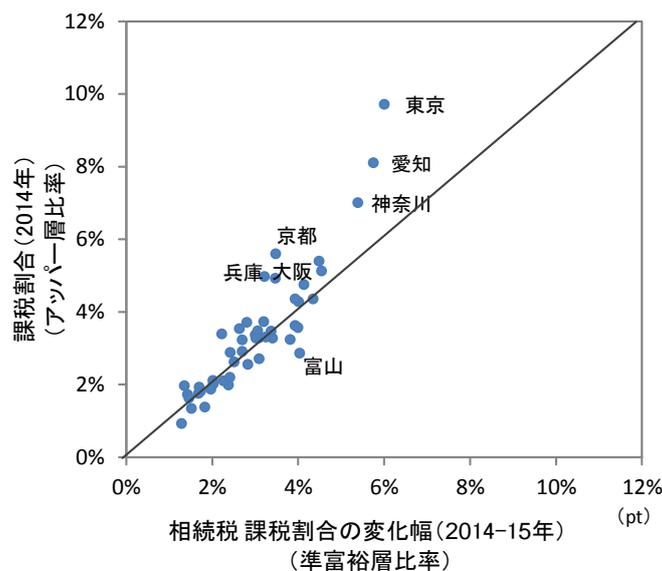
³ 本稿では、「三大都市圏」を首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）、名古屋圏（愛知・岐阜・三重）、関西圏（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）と定義し、それ以外の地域を「地方圏」と呼ぶことにする。

図表4 都道府県別 課税割合と富裕層比率



(出所) 各国税局資料より大和総研作成

図表5 都道府県別 アッパー層比率・準富裕層比率の分布



(注) グラフの直線は45度線。

(出所) 各国税局資料より大和総研作成

次に、各都道府県の課税割合とその変化幅を見る。課税割合はどの都道府県においても2014年から2015年にかけて上昇している(図表4)。2015年の課税割合が最も高いのは東京で被相続人のうち約16%が課税対象になっている。おおむね、三大都市圏で相対的に高いように見えるが、その他の地方圏でも静岡や広島のように高齢富裕層の比率が高い県も存在する。

また、アッパー層比率(2014年の相続税の課税割合)と準富裕層比率(2014年から2015年の相続税課税割合の変化幅)を比較することで、都道府県ごとの資産分布の違いを推察できるかもしれない。多くの都道府県で両比率は同程度の水準だが、東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫などの都市部ではアッパー層比率に比べ準富裕層比率の方が低く、その乖離幅が相対

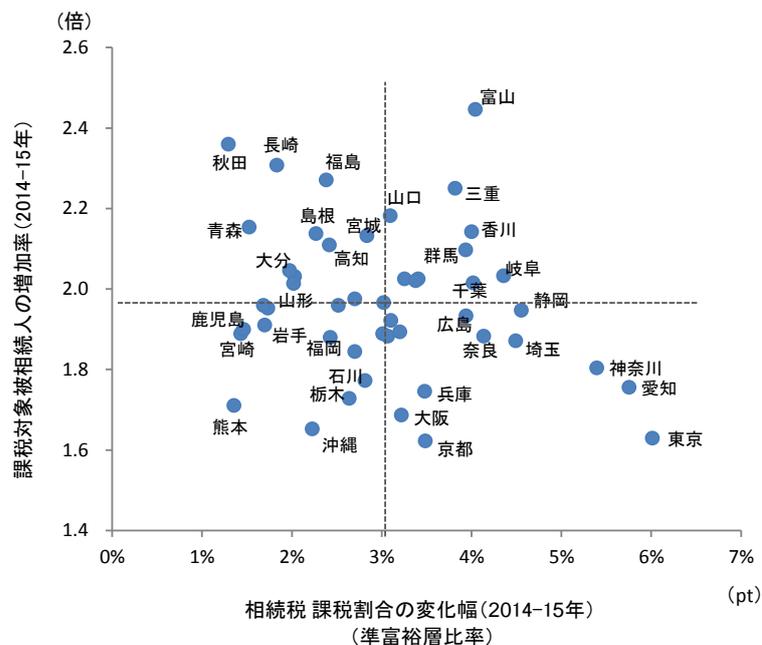
的に大きい（図表5）。これらの都府県の高齢層の資産分布は、アッパー層が偏在しているという特徴を有していると言えるだろう。反対に、富山のようにアッパー層比率に比べて準富裕層比率が高く、近隣の他県と異なる資産分布を有すると思われる県もある。

ここからは、都道府県別での相続税の基礎控除額の引き下げの影響を検討する。以下では相続税の税制改正の影響を、①2014年から2015年の相続税課税割合の変化幅（準富裕層比率）、②課税対象被相続人数の増加率の2つの観点で測ることにする。②については、2015年分の課税対象被相続人数を2014年分で割ることで算出している。

税制改正の影響が相対的に大きかったのは、変化幅と増加率がどちらも相対的に高い図表6の右上の象限に含まれるグループと考えられる。ここには、富山・岐阜・三重・香川などが含まれる。例えば、2014年の富山の課税割合は全国平均以下だったものの、課税対象被相続人数の増加が著しく、2015年の課税割合は全国平均を上回った。

また、課税対象被相続人数の増加率は相対的に低いものの、東京・愛知・神奈川は課税割合の変化幅が他の道府県に比べ突出して大きいことが見て取れる。右下の象限には三大都市圏のその他の府県も多く含まれる。その他の地域では静岡などが右下の象限に含まれており、課税割合の変化幅（準富裕層比率）が大きいことが分かる。他方で、左上の象限には課税割合の変化幅は相対的に低いものの課税対象被相続人の増加率が相対的に高かった道県が含まれる。特に、秋田・福島・長崎などは、アッパー層比率や準富裕層比率はそこまで高くないものの、課税対象被相続人の増加率が相対的に高く、相続税の税制改正の影響が大きかったと推測できる。

図表6 都道府県別 相続税課税割合の変化幅と課税対象被相続人増加率



(注) 破線は全国平均。

(出所) 宮本 (2017) を参考に、各国税局資料より大和総研作成

より細かい地区単位での分析

最後に、都道府県より細かい市・区単位の分析を行う。具体的には、税務署単位の課税対象被相続人数と厚生労働省「人口動態調査」による自治体別の被相続人数（死亡者数）を突き合わせ、①2014年の課税割合（アッパー層比率）、②2015年の課税割合、③2014年から2015年の課税割合変化幅（準富裕層比率）、④課税対象被相続人の増加率⁴の4点より市・区単位の富裕層の分布の推計を行う。ただし、いくつかの税務署は市区町村の一部を他の税務署と分け合って管轄しており、管轄区域の死亡者数が把握できない。その場合は、分割管理している税務署同士を合算する処理を行っている⁵。紙幅の制約から全ての地区を書き並べることはできないが、上記4点に関して、三大都市圏・地方圏それぞれ上位15地区を図表7・8で列挙している。

まず、三大都市圏について2014年の課税割合を見ると、23区を中心に東京の市・区が目立つ（図表7）。千代田区・港区・渋谷区などの課税割合は約2割となっており、これらの地区ではアッパー層比率が高いことが分かる。2015年の課税割合を高い順に並べると上位10地区は東京の市・区が独占しており、いずれも課税割合が2割を超えた。東京以外では、愛知県の名古屋市東区や西尾市が順位を大幅に上げており、2015年には被相続人の2割前後が相続税課税対象となっている。また、両地区は準富裕層比率も10%前後と高い水準である。他にも、神奈川県の鎌倉・逗子市などや川崎市多摩・麻生区、大阪市東成区などの地区で準富裕層比率が比較的高いことが分かる。

一方で、首都圏でも埼玉県・千葉県にはアッパー層比率や準富裕層比率が際立って高い地区がない。両県でアッパー層比率や準富裕層比率が最も高いのは、それぞれさいたま市中央・浦和区など⁶の地区や市川・浦安市であるが、全国の上位15地区には含まれていない。ただし、都府県内の両比率の分散を測定すると東京や京都、大阪に比べて埼玉・千葉は小さく、県内での高齢富裕層の分布のばらつきが他の都市圏の都府県に比べて小さいと言えるだろう。

課税対象被相続人数の増加率を見ると、津市（三重）や成田・佐倉市（千葉）、江東区（東京）などアッパー層比率がそれほど高くない地区が上位に目立つ。また、横浜市をはじめ神奈川県の複数の地区でも増加率が高くなっている。これらの地区の資産分布には、相対的にアッパー層が少なく準富裕層が多いという特徴があると言えるだろう。

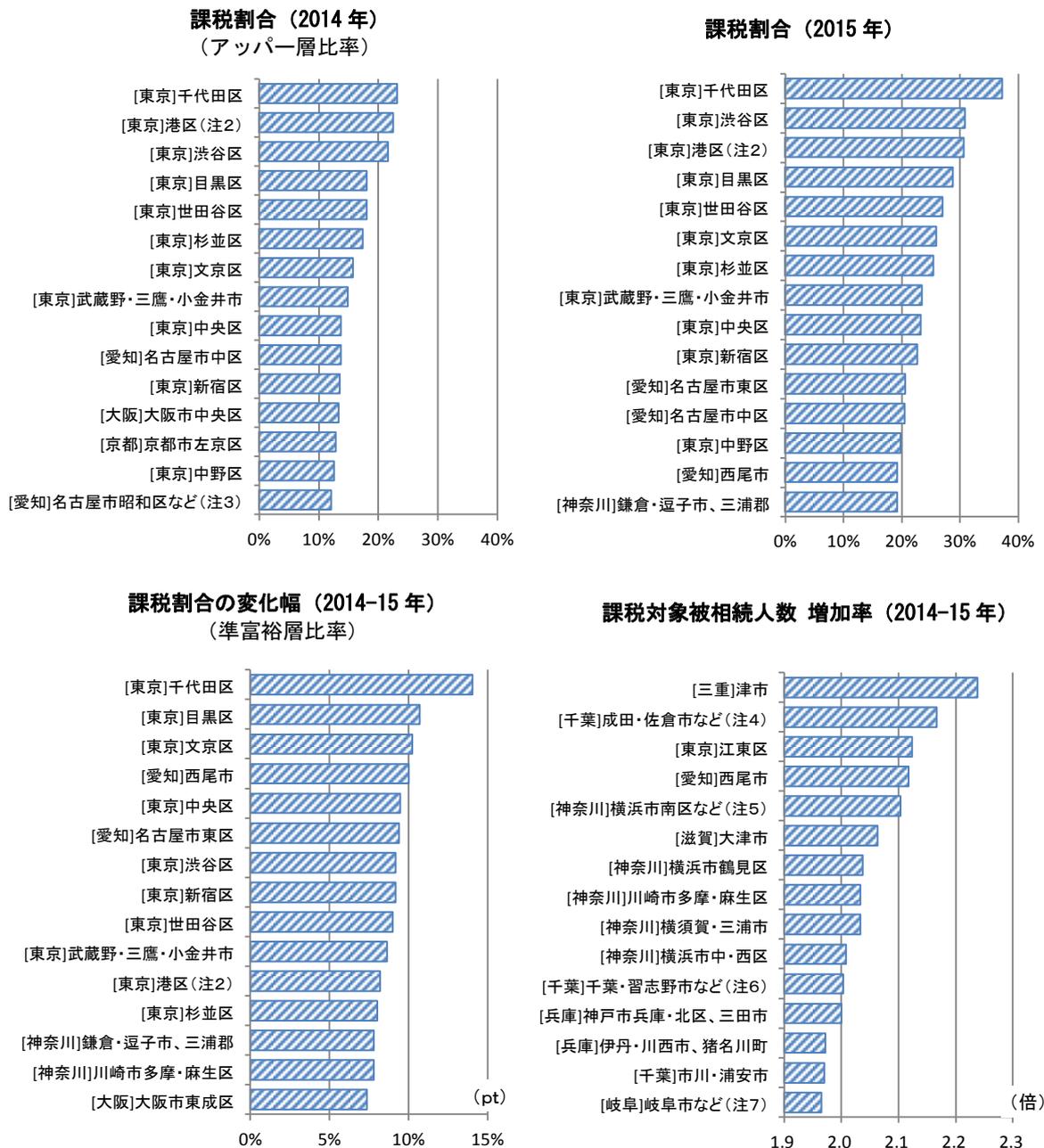
次に、地方圏について見る（図表8）。アッパー層比率は、福岡市中央・南区や浜松市中区など（静岡）、静岡市葵・駿河区（静岡）、広島・石川・岡山・福井などの県の中心市街地において高い。2015年の課税割合では静岡が上位に目立ち、浜松市東区などの東部や磐田・袋井市が順位を大きく上げている。静岡は準富裕層比率でも地方圏の上位5地区を独占しており、地方圏の中では人口対比で見た高齢富裕層が多い地区だと考えられる。

⁴ 人口が少ない地区ではばらつきが大きくなっていくことから、「課税対象被相続人数増加率」については2014年における課税対象被相続人が100人以上の地区に限定している。

⁵ 例えば、台東区のうち浅草周辺の地区は浅草税務署、その他の地区は東京上野税務署が管轄している。それぞれの地区の死亡者数は把握できないため、各税務署単位の課税割合は算出できない。両税務署の課税対象被相続人数を合算することで、台東区の課税割合や課税対象被相続人数増加率を算出する、という処理を行っている。

⁶ さいたま市桜・南・緑区も含む。

図表7 課税割合・課税対象被相続人増加率（三大都市圏の上位15地区）



(注1) 「課税対象被相続人数増加率」は2014年における課税対象被相続人が100人以上の地区に限定。

(注2) データの制約上、港区の課税割合の分子には、離島の課税対象被相続人も含まれる。

(注3) 名古屋市昭和・瑞穂・天白区、日進・長久手市、愛知県が含まれる。

(注4) 四街道・八街・印西・白井・富里市、酒々井・栄町も含む。

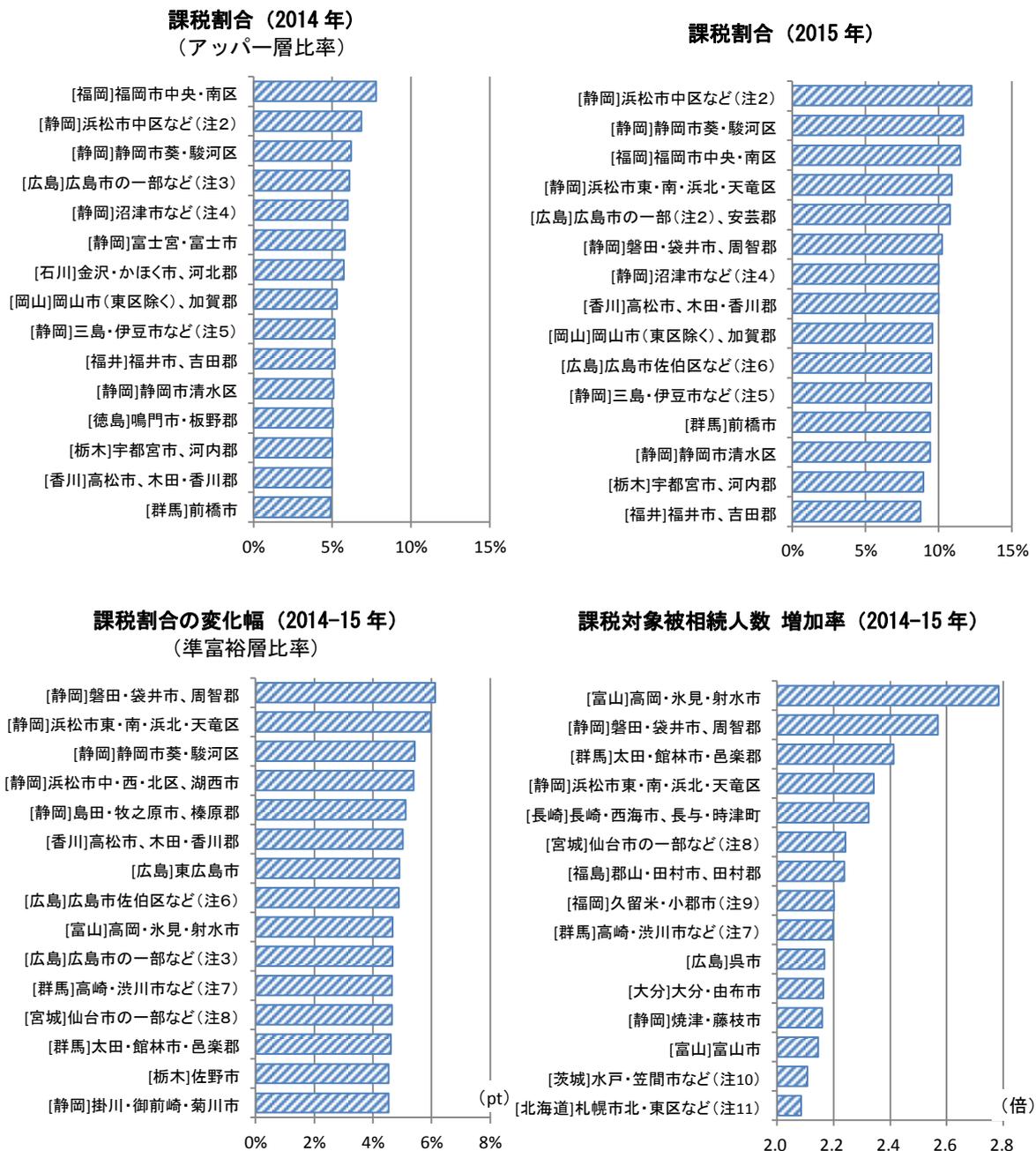
(注5) 横浜市磯子・金沢・港南区も含む。

(注6) 八千代・市原市も含む。

(注7) 山県・瑞穂・本巣・羽島・各務原市、北方・岐南・笠松町も含む。

(出所) 各国税局、厚生労働省より大和総研作成

図表8 課税割合・課税対象被相続人増加率（三大都市圏以外の上位15地区）



(注1) 「課税対象被相続人数増加率」は2014年における課税対象被相続人が100人以上の地区に限定。
 (注2) 浜松市西・北区、湖西市も含む。
 (注3) 広島市のうち、安佐南・安佐北・佐伯区を除く地域。安芸郡も含む。
 (注4) 御殿場・裾野市、駿東郡も含む。
 (注5) 伊豆の国市、田方郡も含む。
 (注6) 大竹・廿日市市も含む。
 (注7) 安中市、北群馬郡も含む。
 (注8) 仙台市のうち、青葉・宮城野・泉・若林区。富谷市、黒川郡も含む。
 (注9) うきは市、三井郡も含む。
 (注10) 小美玉市、東茨城郡も含む。
 (注11) 石狩市、石狩郡も含む。
 (出所) 各国税局、厚生労働省より大和総研作成

その他の地区では、高松市など（香川）や東広島市、広島市佐伯区など（広島）、高岡・氷見・射水市（富山）、高崎・渋川市など（群馬）で準富裕層比率が高いことが分かる。また、高岡・氷見・射水市は課税対象被相続人数増加率が約 2.8 倍と高い水準にある。地方圏で増加率が 2 倍以上の地区は三大都市圏より多い。こちらも、地方圏では相対的にアッパー層が少なく準富裕層が多いという資産分布の特徴を持つ地区が多いと言えるだろう。

3. おわりに

高齢化が進む我が国では、高齢者へ資産が偏在している。総務省「全国消費実態調査」から推計すると、総資産や金融資産の 7 割近くは 60 歳以上の世帯が保有していることとなる。このことから、本稿で分析したような高齢富裕層の分布を知ることは、金融機関の営業エリア内における預かり資産ビジネスを含む金融サービスの需要分布の把握の一助になるだろう。

また、高齢者への資産の偏在と高齢化による「多死社会」に直面しつつある日本において、相続発生件数や発生額のさらなる拡大が予想される。相続による資産の世代間移転は金融機関にとっては機会とも脅威とも捉えられる。高齢富裕層の分布を加味した上で、ニーズに合わせた相続・贈与関連サービスのメニュー拡大や顧客拡大が進められるかが今後のポイントとなるだろう。

加えて、高齢富裕層の中には、将来の相続のことを十分に考えておらず、何もできていないという人も一定数いる可能性がある。1,000 万円以上の金融資産を保有する 50 歳以上の層を対象にしたアンケート調査でも、将来の相続に向け何をすべきか分からないため、具体的な行動に移していないという回答が一定程度見られた⁷。特に今までは相続税とは無縁だと考えていた準富裕層の中には、そのような人が多いかもしれない。準富裕層比率や課税対象被相続人数の増加率の高い地域においては、相続・贈与関連サービスや商品についての顧客の理解度を高める工夫が金融機関には求められているかもしれない。

<参考文献>

- 宮本佐知子（2007）「富裕層の実像を探る」『資本市場クォーターリー』2007 年秋号、野村資本市場研究所
- 宮本佐知子（2017）「相続税制改正の影響：地域別精査」『野村資本市場クォーターリー』2017 年夏号、野村資本市場研究所

⁷ 一般社団法人 信託協会「相続・贈与・投資に関する意識調査 調査結果報告書【親調査/子供調査】」（2015 年 7 月）（<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/repot2707.pdf>）の「調査結果サマリー①-1 相続意識と行動」参照。